

令和 6 年 4 月 1 日

6 教 総 第 1 号

教 育 長

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第13条
第 2 項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。

記

第 1 教育長職務代理者 鎌 田 敏 行

第 2 教育長職務代理者 中 谷 素 之

以上

（令和 6 年 4 月 18 日提出 総務部総務課）